

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する

陳情書

討論要旨 川村つよし議員

本陳情書は、国に対し意見書の提出を求めることに願意があると受け止めております。意見書提出を拒む趣旨採択は願意をゆがめるものだと考えております。冒頭で、まず趣旨採択について反対をした理由を説明させていただきました。

陳情者から提供された資料の中にある8月9日の長崎平和宣言では、日本政府と国会議員に訴えますと、3つのことを求めています。

1つ目は、来年3月に予定をされております核兵器禁止条約締約国会議へ、日本政府としてオブザーバー参加すること。

2つ目は、この陳情が求めている一日も早く核兵器禁止条約に署名し、批准すること。

3つ目は、戦争をしないという日本国憲法の平和の理念を堅持するとともに、核兵器のない世界に向かう一つの道として、核の傘ではなく、非核の傘となる北東アジア非核兵器地帯構想について検討を始めることです。

この平和宣言に紹介されているように、核不拡散条約、NPTは、うまく行っていません。NPTでは駄目だったということが歴史的に証明されているのではないのでしょうか。

核不拡散条約ができた頃は核兵器を持っていなかった国が、今では核弾頭や巡航ミサイルの技術を持つに至りました。当時より危険が増している状況とは考えますが、国同士のもめ事は、話し合いで解決する、そのような社会を未来につくりたいと私は思います。

相手はコロナウイルスや自然災害ではなく、人間です。必要なのは、忍耐と寛容さ、粘り強く対話することで実現できると思います。

核保有国と非保有国の橋渡しをするのだと反対を表明した議員からは語られましたが、この条約を批准すると、それができなくなるのでしょうか。

外務省のウェブページに、平成29年、2017年3月28日の当時の岸田外務大臣の会見記録がありました。それを読んでみましたが、日本が条約の批准をした上で橋渡しをすることができない理由は、読み取れませんでした。条約の批准はしないという答えがまず先にあり、その上での弁解のように思えます。

この条約で、核兵器廃絶という目的を達成できるのか、実効性があるのか疑問だということ声も委員会で聞かれました。この点では、私が3月議会の個人質問で紹介した対人地雷禁止条約の歴史的経過から言って、核兵器禁止条約も同様の実効性があると思います。

この陳情に反対をされる皆さんにお聞きしたいのですが、核兵器は非人道的

な兵器である。そのことに皆さん異論はないと思いますが、その非人道的兵器を、相手が銃口を向けたからといって、先制攻撃として使うのか。

反撃だからといって、他国、具体的には、アメリカに対して撃つように求めるのか。

人権感覚が遅れた国であれば、そんなことを口に出すのかもしれませんが、日本はそうなのでしょうか。人道的に使うことができないのであれば、持っている意義はないではありませんか。

核兵器が使用されれば、放射能の被害もあり、民間人が何年も何十年も、そして、まだ生まれていない子供にも被害が及びます。それを日本人は知っています。

北半球は、基本的に西から風が吹きますが、中国の砂漠から日本へ黄砂もやってきます。日本の西で核兵器を使えば、放射性物質が黄砂と同じように飛んできます。使えば、日本もただでは済まない。かもしれません。

そのような状況でなくても、もし他国が核兵器を使うと言い出したら、一番に止めに入るのが日本政府の取るべき態度ではないでしょうか。

唯一の戦争被爆国という我が国の立ち位置であれば、核兵器禁止条約に署名すること、むしろ署名した上で、各国に批准を働きかけることがごくごく自然なことのように思います。むしろ、今の日本政府の取っている態度が異常なのだと考えます。

本陳情への賛同を皆さんにお願いし、賛成討論といたします。